

## 第97回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 事業報告  
業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容  
およびその運用状況の概要
2. 連結計算書類  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表
3. 計算書類  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

## 北陸電力株式会社

法令および当社定款第14条の2の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載することにより、ご提供しているものであります。

(<http://www.rikuden.co.jp/stock/shareholders.html>)

## 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容およびその運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議の内容は以下のとおりです。

当社は、安全最優先の徹底と法令等や企業倫理遵守のもと、効率的かつ公正・透明な事業活動を展開するため、業務の適正を確保するための体制の維持・改善に努めていく。

当社は、「隠さない風土」のもとで、この取組みを通じ業務品質の向上に努めるとともに、事業環境の変化に適応しつつ、引き続きお客さまをはじめ皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」を目指していく。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役は、企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。
  - ・取締役会は、原則として月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役を交え、多様な視点を踏まえた意思決定及び監督を行う。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役は、取締役会議事録をはじめ、決裁文書等、取締役の職務執行に関する情報について、保存期間等の管理方法及び情報セキュリティ対策を明示した社内規則を定め、適切に管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・取締役は、自然災害、原子力災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象に対し、これに迅速かつ的確に対応するため、「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則にその対応手順や体制等を定める。また、各部所は、取締役の指揮のもと、定期的に訓練・教育等を実施し、事象発生時の迅速な復旧、被害拡大防止等の対応に備える。
  - ・取締役は、不確実性に伴う経営リスクについて、適宜把握・評価のうえ、取締役会にて毎年度策定する経営計画等の諸計画に反映するとともに、必要に応じて、組織の整備や全社横断的な委員会等を設置し、適切に対応する。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会への付議事項を含む重要事項については、原則として週1回開催する常務会及びその他の会議体において適宜審議する等、効率的な業務運営に努める。
  - ・取締役は、指揮命令系統及び各職位の責任・権限並びに業務手続きを社内規則において明確化するとともに、情報システムの活用により、迅速かつ適切な意思決定及び効率的な職務執行を図る。
5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・社長を委員長とし、社外有識者を委員に含む「コンプライアンス推進委員会」を中心として、「行動規範」の周知徹底を図る等、コンプライアンスの全社的活動を推進するとともに、コンプライアンス上の問題を社内外から受け付ける企業倫理情報窓口（ホイッスル北電）の適切な運用を図る。また、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、全社をあげて毅然として対応する。

- ・取締役は、設備の保安活動にあたり、法令等の遵守が確実に行われるための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
  - ・取締役は、財務報告の信頼性を確保するための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
  - ・取締役は、社内規則の制定及び契約書の締結にあたり、法務部門が法令等との整合を審査する仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
  - ・内部監査部門は、法令等の遵守状況、その他従業員の職務執行の状況を把握し、その改善を図るため、定期的又は必要に応じて監査を実施し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、適切な対応を図る。
6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・取締役は、北陸電力グループとして目指すべき基本的方向性及び経営目標を「グループ経営方針」として示し、グループ各社は、その達成を目指し取り組む。
  - ・取締役は、「グループ会社運営規程」を定め、グループ各社の経営上の重要事項について、事前協議を受ける体制を整備するほか、グループ経営協議会等を通じ、相互の緊密な連携を図る。
  - ・北陸電力グループ各社は、当社に準じて、法令遵守をはじめとする業務の適正を確保する体制・仕組みを整備し、適切な運用を図る。
7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役の職務を補助する専任組織として監査役室を置き、必要な人員を配置するとともに、その人事異動については監査役と事前協議を行う。
  - ・取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会又は監査役に報告する。また、取締役及び従業員は、職務執行の状況等について、監査役が報告を求めた場合は、これに応じる。
  - ・取締役は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう、適切に対応する。
  - ・取締役は、監査役の常務会等の重要会議への出席及び決裁文書の閲覧のほか、適切な予算の配分等、監査役が必要に応じ調査できる環境を整備する。
  - ・取締役は、監査役との定期的な意見交換を通じて相互認識を深めるとともに、内部監査部門は、監査役及びそのスタッフと緊密に連携し、監査役監査が効果的に行われるよう努める。
8. その他（附則）
- ・非取締役の常務執行役員は、本決議文中の「取締役」に準ずる者として、業務の適正を確保するための体制整備に努める。

### **同体制の当該事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。**

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンスの徹底を「北陸電力グループ第一次中期経営計画」に掲げるとともに、社長メッセージの発信等により、従業員が「行動規範」を遵守するよう指導・監督を行っている。
  - ・企業倫理・法令遵守の一層の徹底を図る観点から、贈答・接待に係るルールを明確化し、「行動規範」に規定している。

- ・取締役会を11回開催し、社外取締役を交え重要事項を協議・決定するとともに、取締役の職務執行を監督している。
- 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 決裁書等の社内文書については、「文書規程」に基づき、管理・保管している。また、電子情報については「情報セキュリティ規程」に基づき、諸対策を実施している。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則に基づき、「全社防災訓練」「原子力防災訓練」等の各種訓練・教育を実施している。
  - ・ 業務に関連するリスクについては、適宜把握・評価のうえ年度の諸計画に反映するとともに、必要に応じて社内委員会等の部門横断的な会議体で審議している。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対策総本部会議において、感染防止対策を社内周知のうえ、実施している。
- 4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 会長及び役付執行役員で構成する「常務会」を51回開催し、取締役会付議事項を含む重要事項を審議している。
  - ・ 「組織規程」「職務権限規程」等により、職務執行のルール・手続きを明確化している。
- 5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 「コンプライアンス推進委員会」を2回開催しているほか、社長メッセージの発信、職場討議の実施等、法令遵守に係る各種取り組みを推進している。
  - ・ 「保安規程」「財務報告に係る内部統制規程」「法務審査要則」等に基づき、各業務の適正確保に係る各種取り組みを実施している。
  - ・ 「考査規程」「原子力監査要則」に基づき、内部監査部門による監査を実施するとともに、その結果を取締役に報告している。
- 6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ・ 「北陸電力グループ第一次中期経営方針」にて、北陸電力グループの基本的方向性等を示している。
  - ・ 「グループ会社運営規程」に基づき、グループ各社から協議・報告を受ける事項を明確化するとともに、「グループ経営協議会」を随時開催し、相互連携を確保している。
  - ・ グループ各社は、「業務の適正を確保するための体制の整備」を取締役会決議し、法令遵守をはじめとした各種取り組みを実施している。
- 7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 「監査役室」を設置し、監査役の職務を補佐する専任スタッフを配置している。
  - ・ 「組織規程」に監査役への協力に関する事項を定め、取締役及び従業員は、監査役監査に誠実に対応するとともに、監査の実効性を高めるための各種環境を整備している。また、取締役及び内部監査部門は、適宜、監査役と意見交換を実施し、相互連携を確保している。

# 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	117,641	33,992	175,226	△3,351	323,508
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,131		△3,131
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,834		6,834
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		△0	△0	1	0
連結範囲の変動			2,280		2,280
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	-	△0	5,981	△4	5,976
当連結会計年度末残高	117,641	33,992	181,208	△3,356	329,485

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	2,986	△1,974	△2,546	△1,533	14,481	336,456
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△3,131
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,834
自己株式の取得						△5
自己株式の処分						0
連結範囲の変動						2,280
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	1,698	3,865	5,108	10,673	2,633	13,307
当連結会計年度変動額合計	1,698	3,865	5,108	10,673	2,633	19,283
当連結会計年度末残高	4,685	1,891	2,562	9,139	17,115	355,740

# 連結注記表

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## 1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 21社

② 連結子会社の名称

北陸電力送配電株式会社、日本海発電株式会社、北陸プラントサービス株式会社、日本海建興株式会社、北電テクノサービス株式会社、北陸電気工事株式会社、日本海コンクリート工業株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社パワー・アンド・IT、北電情報システムサービス株式会社、北陸エルネス株式会社、北陸電力ビジネス・インベストメント合同会社、北電産業株式会社、ホッコー商事株式会社、北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社、日本海環境サービス株式会社、北電技術コンサルティング株式会社、株式会社北陸電力リビングサービス、北電パートナーサービス株式会社、北陸電力ウィズスマイル株式会社、株式会社フレデリッシュ

当連結会計年度において、支配力基準により子会社となった日本海建興株式会社、新たに設立した北陸電力ビジネス・インベストメント合同会社及び株式会社フレデリッシュを連結の範囲に含めている。

また、重要性の観点から、前連結会計年度まで非連結子会社であった株式会社パワー・アンド・IT及びホッコー商事株式会社を連結の範囲に含めている

なお、北陸発電工事株式会社は、2020年4月1日付で商号を北陸プラントサービス株式会社に変更している。

③ 連結の範囲から除外した子会社の名称

株式会社ジェスコ、Blue・Sky株式会社

連結の範囲から除外した子会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等の規模からみて、これらを連結の範囲から除いても、連結計算書類に及ぼす影響に重要性が乏しい。

### (2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用関連会社の数 6社

② 持分法適用関連会社の名称

北陸計器工業株式会社、北陸電機製造株式会社、福井都市ガス株式会社、株式会社ケーブルテレビ富山、F3 Holding Company B.V.、F3 O&M Company Ltd

当連結会計年度において、株式を取得したF3 Holding Company B.V.及びF3 O&M Company Ltdを持分法適用の範囲に含めている。

また、重要性の観点から、北陸計器工業株式会社、北陸電機製造株式会社及び福井都市ガス株式会社を持分法適用の範囲に含めている。

- ③ 持分法を適用しない非連結子会社の名称  
株式会社ジェスコ、Blue・Sky株式会社
- ④ 持分法を適用しない関連会社の名称  
黒部川電力株式会社、富山共同自家発電株式会社、氷見ふるさとエネルギー株式会社、前田電工株式会社、北陸エナジス株式会社、有限責任事業組合遠隔看護支援協議会、北配電業株式会社
- 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、これらを持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響に重要性が乏しい。
- (3) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- (イ) 有価証券  
その他有価証券  
時価のあるもの  
当連結会計年度末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）  
時価のないもの  
主として移動平均法による原価法
- (ロ) デリバティブ  
時価法
- (ハ) たな卸資産  
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法  
有形固定資産は主として定額法、無形固定資産は定額法によっている。  
なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他連結計算書類の作成のための重要な事項に記載している。
- ③ 重要な引当金の計上基準  
貸倒引当金  
売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

(ロ) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、毎連結会計年度、「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成12年12資公部第340号）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積もる方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。

(ハ) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号。以下「改正法」という）に基づき使用済燃料再処理機構（以下「機構」という）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになる。なお、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれている。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は改正法第4条に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

(二) 廃炉円滑化負担金の会計処理

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収することとなる。

なお、従前は小売規制料金による回収が認められてきたが、制度継続の観点から2020年10月より現在の回収方法に移行されている。

北陸電力送配電株式会社では、電気事業法施行規則第45条の21の5の規定に従い、経済産業大臣からの通知に基づき2020年10月1日を実施期日として託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収を行っている。

なお、電気事業会計規則別表第1（第3条関係）の規定に従い、回収した廃炉円滑化負担金を託送収益として計上するとともに、他の発電事業者へ払い渡した廃炉円滑化負担金を廃炉円滑化負担金相当金として計上している。

(ホ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(ハ) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用している。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

## 2 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。

繰延税金資産 40,302百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っている。

当該見積りの基礎となる事業計画には、志賀原子力発電所の停止の影響及び販売電力量の予測等の重要な仮定が含まれており、将来の課税所得の見積りの基礎となる仮定が異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産金額に重要な影響を与える可能性がある。なお、新型コロナウイルス感染症拡大による販売電力量の変動影響等については、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼすことはないと判断している。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載している。

## 3 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産及び担保付債務

(当 社)

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債 (1年以内に償還すべき金額を含む) 505,000百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金 (1年以内に返済すべき金額を含む) 37,531百万円

その他、下記の資産は、Fujairah Power Company F3 LCCのプロジェクトファイナンス・ローンの担保に供している。

投資その他の資産

長期投資 377百万円

(連結子会社)

担保資産

投資その他の資産

長期投資 4百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,705,340百万円

### (3) 保証債務等

以下の会社等の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社 27,002百万円

日本原子力発電株式会社 17,492百万円

黒部川電力株式会社 5,500百万円

富山共同自家発電株式会社 1,000百万円

Fujairah Power Company F3 LCC 4,043百万円

従業員の住宅及び厚生資金借入 8,052百万円

合 計 63,092百万円

- (4) 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条に基づく引当金である。

#### 4 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式

210,333,694株

- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,087	10	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年10月29日 取締役会	普通株式	1,043	5	2020年9月30日	2020年11月30日
計		3,131			

- (3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する。

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額   | 2,087百万円   |
| ② 1株当たり配当額 | 10円        |
| ③ 基準日      | 2021年3月31日 |
| ④ 効力発生日    | 2021年6月28日 |

なお、配当原資については利益剰余金を予定している。

#### 5 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業の運営上必要な資金を、社債発行及び金融機関からの借入れ等により調達している。

長期投資（その他有価証券）は、主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務及び事業状況等を確認している。

受取手形及び売掛金は、主に電灯料及び電力料であり、特定小売供給約款等に基づき、お客さまごとに期日及び残高管理を行っている。

有利子負債の殆どは、中長期的に利率が確定している社債や長期借入金で構成されていることから、市場金利の変動による業績への影響は限定的である。また、為替相場等の変動リスクに晒されている有利子負債は為替相場等の変動リスクの回避を行っている。

デリバティブ取引は、為替相場や燃料価格等の変動リスクの回避あるいは資金調達コストの低減を図る目的で行っており、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とした取引は行っていない。取引にあたっては、社

内規程に基づき、信用度の高い金融機関等を相手方として、通常業務から発生する債権債務等を対象に、執行箇所及び管理箇所を定め、代表取締役の承認を受けて行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていない（（注）2参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
資産			
① 長期投資（その他有価証券）	13,656	13,656	－
② 現金及び預金	132,310	132,310	－
③ 受取手形及び売掛金	72,019	72,019	－
負債			
④ 社債（※1）	505,000	511,437	6,437
⑤ 長期借入金（※1）	461,156	474,333	13,177
⑥ 短期借入金	7,080	7,080	－
⑦ 支払手形及び買掛金	33,585	33,585	－
⑧ デリバティブ取引（※2）	2,625	2,625	－

（※1）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」として計上されているものが含まれている。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示している。

（注）1 金融商品の時価の算定方法

① 長期投資（その他有価証券）

時価は、取引所の価格によっている。

② 現金及び預金、ならびに ③ 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

④ 社債

時価は、市場価格のある社債は市場価格に基づき、市場価格のない社債は、元利金の合計額を新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。

⑤ 長期借入金

時価は、元利金の合計額を新規に同様の調達を実施した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。

⑥ 短期借入金、ならびに ⑦ 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑧ デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格によっている。なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載している。(上記「⑤ 長期借入金」参照)

- (注) 2 非上場株式及び出資証券等(連結貸借対照表計上額37,491百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれる。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「① 長期投資(その他有価証券)」には含まれていない。

6 1株当たり情報に関する注記

- |                          |           |
|--------------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額            | 1,622円02銭 |
| (2) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 32円73銭    |

7 その他の注記

- (1) 連結計算書類の用語、様式及び作成方法については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に準拠し、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)に準じて作成している。

(2) 共通支配下の取引等

① 取引の概要

- (イ) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

一般送配電事業

- (ロ) 企業結合日

2020年4月1日

- (ハ) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である北陸電力送配電株式会社を承継会社とする吸収分割

- (ニ) 結合後企業の名称

北陸電力送配電株式会社

- (ホ) その他取引の概要に関する事項

2015年6月改正の電気事業法において、電力市場における活発な競争を実現する上で、送配電ネットワーク部門を中立化し、適正な対価を支払った上で、誰もが自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できることを目的に、2020年4月以降の一般送配電事業者の発電事業及び小売電気事業との兼業が原則禁止された。

当社は、これに適応するため、一般送配電事業を分社し、今後とも送配電ネットワークを公平に利用して頂けるよう、国が定める行為規制を遵守し、中立的な立場で、透明性の高い業務運営を実施していく。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）等に基づき、共通支配下の取引として処理している。

なお、分割、承継された資産、負債の区分は以下のとおりである。

北陸電力送配電株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額（2020年4月1日現在）

資 産		負 債	
項 目	金 額	項 目	金 額
固 定 資 産	434,763百万円	固 定 負 債	4,687百万円
流 動 資 産	13,768百万円	流 動 負 債	6,710百万円
合 計	448,532百万円	合 計	11,397百万円

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
				海外投資等 損失準備金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当事業年度期首残高	117,641	33,993	28,386	2	70,000	39,255	137,644	△3,351	285,928
当事業年度変動額									
海外投資等損失準備金の取崩				△0		0	-		-
剰 余 金 の 配 当						△3,131	△3,131		△3,131
当 期 純 損 失						△5,094	△5,094		△5,094
自己株式の取得								△5	△5
自己株式の処分						△0	△0	1	0
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）									
当事業年度変動額合計	-	-	-	△0	-	△8,225	△8,226	△4	△8,231
当事業年度末残高	117,641	33,993	28,386	2	70,000	31,029	129,417	△3,356	277,696

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当事業年度期首残高	2,991	△1,974	1,017	286,945
当事業年度変動額				
海外投資等損失準備金の取崩				-
剰 余 金 の 配 当				△3,131
当 期 純 損 失				△5,094
自己株式の取得				△5
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）	1,550	3,865	5,416	5,416
当事業年度変動額合計	1,550	3,865	5,416	△2,814
当事業年度末残高	4,542	1,891	6,433	284,130

# 個別注記表

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）

(ロ) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法

(ハ) その他有価証券

時価のあるもの

当期末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ

時価法

#### ③ たな卸資産

石炭、燃料油、ガス、バイオマス燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項に記載している。

### (3) 引当金の計上基準

#### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、当社の確定給付企業年金制度については、当期末における年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を上回っているため、前払年金費用として計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理している。

### (4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

#### ① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

#### ② 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日）第

8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、毎事業年度、「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成12年12資公部第340号）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積もる方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。

③ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号。以下「改正法」という）に基づき使用済燃料再処理機構（以下「機構」という）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになる。なお、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれている。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は改正法第4条に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑤ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当期に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。

繰延税金資産 26,957百万円

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結注記表と同一であるため、記載を省略している。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当期に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載している。

### 3 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む） 505,000百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金（1年以内に返済すべき金額を含む） 37,531百万円

その他、下記の資産は、Fujairah Power Company F3 LCCのプロジェクトファイナンス・ローンの担保に供している。

投資その他の資産

長期投資 377百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,788,339百万円

#### (3) 保証債務等

以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社 27,002百万円

日本原子力発電株式会社 17,492百万円

黒部川電力株式会社 5,500百万円

富山共同自家発電株式会社 1,000百万円

Fujairah Power Company F3 LCC 4,043百万円

---

合 計 55,039百万円

#### (4) 関係会社に対する金銭債権債務

長期金銭債権 370,695百万円

短期金銭債権 26,143百万円

長期金銭債務 77百万円

短期金銭債務 54,651百万円

#### (5) 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ガス供給事業 専用固定資産 1,974百万円

他事業との共用固定資産の配賦額 1,445百万円

---

合 計 3,419百万円

(6) 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条に基づく引当金である。

### 4 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との営業取引による取引高

費用 162,777百万円

収益 35,946百万円

(2) 関係会社との営業取引以外の取引高 5,481百万円

### 5 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の種類及び総数

普通株式 1,565,626株

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	11,816百万円
濁水準備引当金	5,772百万円
退職給付引当金	5,183百万円
分離先企業株式に係る一時差異	4,673百万円
減価償却費損金算入限度超過額	4,478百万円
税務上の繰越欠損金	1,412百万円
法人税法上の繰延資産損金算入限度超過額	1,038百万円
その他	12,150百万円
繰延税金資産小計	46,526百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,399百万円
評価性引当額小計	△2,399百万円
繰延税金資産合計	44,127百万円

繰延税金負債

資産除去債務相当資産	△9,483百万円
前払年金費用	△5,195百万円
その他有価証券評価差額金	△1,750百万円
その他	△739百万円
繰延税金負債合計	△17,169百万円
繰延税金資産の純額	26,957百万円

7 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	北陸電力送配電株式会社	一般送配電事業等	(所有)直接100%	資金貸借取引	社債の引受※1	219,544	関係会社長期投資	198,897
					資金の貸付※2	178,323	関係会社長期投資	155,250
							関係会社短期債権	—
					預り金※3	89,529	関係会社短期債務	14,909
					利息の支払※4	6	関係会社短期債務	—
					利息の受取※4	2,653	関係会社短期債権	576

- ※1 社債の引受は、北陸電力送配電株式会社発行のICB(Inter Company Bond)を引受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定しており、同社の総財産を一般担保に供している。
- ※2 資金の貸付は、北陸電力送配電株式会社に対し主にICL(Inter Company Loan)により貸し付けたものであり、当社の借入金と同様の条件で利率を決定している。
- ※3 預り金は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。
- ※4 利息の支払及び利息の受取は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

8 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,360円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 24円40銭    |

9 その他の注記

(1) 「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則及び電気事業会計規則の一部を改正する省令」(令和2年経済産業省令第32号)により、電気事業会計規則が改正されたため、当期の計算書類は、改正後の電気事業会計規則に基づいて作成している。

(2) 共通支配下の取引等

① 取引の概要

(イ) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

一般送配電事業

(ロ) 企業結合日

2020年4月1日

(ハ) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である北陸電力送配電株式会社を承継会社とする吸収分割

(ニ) 結合後企業の名称

北陸電力送配電株式会社

(ホ) その他取引の概要に関する事項

2015年6月改正の電気事業法において、電力市場における活発な競争を実現する上で、送配電ネットワーク部門を中立化し、適正な対価を支払った上で、誰もが自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できることを目的に、2020年4月以降の一般送配電事業者の発電事業及び小売電気事業との兼業が原則禁止された。

当社は、これに適應するため、一般送配電事業を分社し、今後とも送配電ネットワークを公平に利用して頂けるよう、国が定める行為規制を遵守し、中立的な立場で、透明性の高い業務運営を実施していく。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)等に基づき、共通支配下の取引として処理している。

なお、分割、承継された資産、負債の区分は以下のとおりである。

北陸電力送配電株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額(2020年4月1日現在)

資 産		負 債	
項 目	金 額	項 目	金 額
固 定 資 産	434,763百万円	固 定 負 債	4,687百万円
流 動 資 産	13,768百万円	流 動 負 債	6,710百万円
合 計	448,532百万円	合 計	11,397百万円